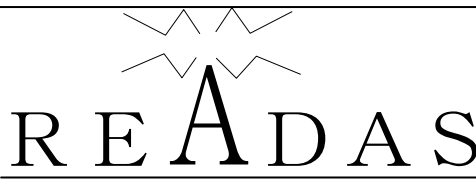


第 4910 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2014年)平成26年 1月28日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

婚姻に当たり親からもらう金品等

Q：婚姻に当たり親からもらう金品等は、贈与税の対象になりますか？

A：生活費に充てられなかった部分は原則、贈与税の対象になります。

【解説】

さきごろ、国税庁から、結婚費用に関するQ&Aとして同様の問答が公表されました。

回答は、次のとおりです。

子が親から金品を受け取った場合は、原則として贈与税の課税対象になりますが、扶養義務相互間において、生活費に充てるために贈与を受けた財産のうち通常必要と認められるものであり、必要な都度直接生活費に充てるために贈与を受けた財産については、贈与税の課税対象となりません。

なお、婚姻に当たって、子が親から婚姻後の生活を営むために、家具、寝具、家電製品等の通常の日常生活を営むのに必要な家具什器等の贈与を受けた場合、又はそれらの購入費用に充てるために金銭の贈与を受け、その全額を家具什器等の購入費用に充てた場合には、贈与税の課税対象になりません。

ただし、贈与を受けた金銭が預貯金になっている場合、株式や家屋の購入費用に充てられた場合等のように、その生活費(家具什器等の購入費用)に充てられなかった部分については、贈与税の対象となります。また、個人から受ける結婚祝等の金品は、社交上の必要によるもので贈与をした者と受けた者との関係に照らして社会通念上相当と認められるものについては贈与税の課税対象になりません。

